

(公財) 新潟県スポーツ協会規程の改正等について

クリーンなスポーツ界を作る必要があるとの理念のもと、スポーツ団体が適正な運営を行う上で遵守すべき原則・規範を定めた「スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉(スポーツ庁：令和元年6月10日)」の策定を踏まえ、本会としては、一層の組織運営の透明化を図るとともに、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツインテグリティの向上を目指していくこととなります。

その考え方を踏まえ、本会は、開かれたスポーツ団体として、更に社会や県民から信頼を得るために、目指すものの方向性が具体的に見えるひとつの形として、必要とする規程等の改正及び新規制定を行い関係規程を整備することが重要であると捉え、昨年度の夏前に関係規程改正等の作業に着手しました。

整備する本会規程等は、次ページの1及び2に記載のとおりであり、令和2年度総務・財務委員会(令和3年1月18日開催)において、改正等の考え方や内容について了承頂き、その後開催された評議員会及び理事会に改正等議案を提出し、ご承認をいただきました。

なお、改正及び施行日は、令和3年7月1日です。

また、加盟団体に深く関係する規程等については、昨年10月、加盟団体に意見をお伺いし、12月にはそれら意見に対する本会の考え方について回答を行い、そのプロセス・意見回答については評議員会及び理事会にも報告し、また令和3年度加盟団体連携会議(令和3年4月21日開催)においても、それら規程の改正概要等について説明をしました。

なお、改正案等は、日本スポーツ協会の関係規程等に倣い作成したものです。

本日の説明会では、令和3年7月1日に改正・施行する本会規程の改正内容のポイント等改正概要を説明します。

1 改正する既存規程及び主な改正内容等

	名 称	主な改正内容等
(1)	定款●	本会の事業及び加盟団体等の加盟・脱退、処分等に係る条文の改正及び追加
(2)	加盟団体規程●	加盟団体の使命、遵守すべき事項、本会への報告及び届け出義務、本会の指導・処分等に係る条文の改正及び追加
(3)	倫理・コンプライアンス規程※	本会関係者の基本的責務、遵守事項、違反者の処分等に係る条文の改正及び追加
(4)	役員等選任規程※	役員等の選任方法等に係る条文の改正及び新たに設置する役員等候補者選出委員会等に係る条文の追加

2 新規に制定する規程及び主な制定内容等

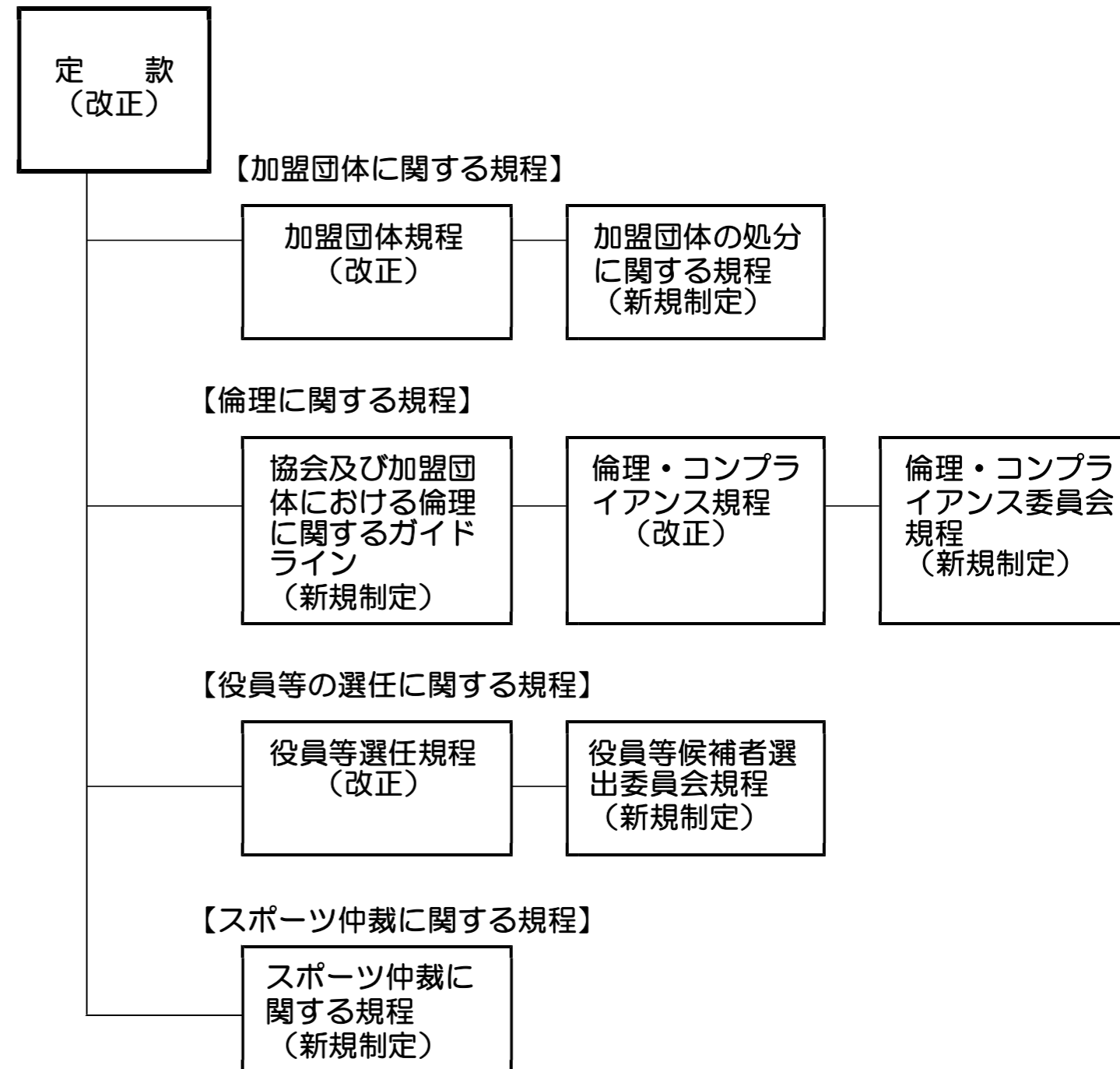
	名 称	主な制定内容等
(1)	加盟団体の処分に関する規程●	加盟団体の処分等の手続き、処分の種類及びその内容、不服申立等の諸事項を制定
(2)	協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン●	本会や加盟団体の組織体制の整備や健全な組織運営を図っていくために必要な諸事項をガイドラインとしてまとめる
(3)	倫理・コンプライアンス委員会規程	倫理・コンプライアンス規程の実効性を確保するために設置する倫理・コンプライアンス委員会の諸事項を制定
(4)	役員等候補者選出委員会規程	役員等選任規程の実効性を確保するために設置する役員等候補者選出委員会の諸事項を制定
(5)	スポーツ仲裁に関する規程	スポーツ競技又はその運営をめぐる紛争を迅速に解決する必要な諸事項を制定

●：加盟団体に意見照会した規程等

※：「倫理・コンプライアンス規程」：「倫理規程」から名称変更

「役員等選任規程」：「役員等選出内規」から名称変更

【参考】（公財）新潟県スポーツ協会規程体系図



※ 上記体系図の規程は、今回改正及び新規制定する規程のみを示している。改正する規程については、改正対比表により改正内容を整理している。

定款 改正 対比表

現 行	改 正	改正内容のポイント
<p>(略)</p> <p>(目 的) 第3条 この法人は、スポーツを振興し、県民体力の向上を図りスポーツ精神を養うことを目的とする。</p> <p>(事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 競技スポーツの振興と競技水準の向上に関する事 (2) 生涯スポーツの振興と健康・体力の維持増進に関する事 (3) 国民体育大会に関する事 (4) スポーツ指導者の養成に関する事 (5) 青少年スポーツの育成に関する事 (加える。) (6) 広報・啓発に関する事 (7) スポーツ医科学に関する調査・研究及びその振興に関する事 (8) 顕彰に関する事 (9) その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>(略)</p> <p>第8章 加盟団体等 (加盟団体) 第36条 この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。 (1) 県内においてスポーツを種目別に統括する団体（以下「加盟競技団体」という。）であって、この法人に加盟したもの (2) 県内において学校体育を統括する団体（以下「加盟学校体育団体」という。）であって、この法人に加盟したもの (3) 市町村においてスポーツを総合的に統括する団体（以下「加盟市町村体育団体」という。）であって、この法人に加盟したもの (4) 前3号に定めるもののほか、県内においてスポーツの振興を図る団体であって、この法人に加盟したもの</p> <p>(加盟及び脱退) 第37条 この法人の加盟団体になろうとするものは、理事会の決議を経て加盟することができる。 2 加盟団体がこの法人を脱退しようとするときは、その理由を付した届を提出し、理事会の決議を経なければならない。 3 加盟団体が前条に掲げる資格を失ったとき、又は不相当と認められたときは、理事会の決議を経て脱退させ、又は除名することができる。</p>	<p>(略)</p> <p>(目 的) 第3条 この法人は、スポーツを振興し、県民体力の向上を図りスポーツ精神を養うことを目的とする。</p> <p>(事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 競技スポーツの振興と競技水準の向上に関する事 (2) 生涯スポーツの振興と健康・体力の維持増進に関する事 (3) 国民体育大会に関する事 (4) スポーツ指導者の養成に関する事 (5) <u>スポーツ少年団の育成、整備及び拡充並びに青少年スポーツの推進に関する事</u> (6) <u>地域スポーツクラブの育成、支援及び拡充並びに地域スポーツの推進に関する事</u> (7) 広報・啓発に関する事 (8) スポーツ医科学に関する調査・研究及びその振興に関する事 (9) 顕彰に関する事 (10) その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>(略)</p> <p>第8章 加盟団体等 (加盟団体) 第36条 この法人は、<u>第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、この法人と連携及び協働する</u>次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。 (1) 県内においてスポーツを種目別に統括する団体（以下「加盟競技団体」という。）であって、この法人に加盟したもの (2) 県内において学校体育を統括する団体（以下「加盟学校体育団体」という。）であって、この法人に加盟したもの (3) 市町村においてスポーツを総合的に統括する団体（以下「加盟市町村<u>スポーツ</u>・体育団体」という。）であって、この法人に加盟したもの (4) 前3号に定めるもののほか、県内においてスポーツの振興を図る団体であって、この法人に加盟したもの</p> <p>(加盟及び脱退) 第37条 <u>この法人前条</u>の加盟団体になろうとする<u>もの団体</u>は、理事会の決議を経て加盟することができる。 2 加盟団体がこの法人を脱退しようとするときは、その理由を付した届を提出し、理事会の決議を経なければならない。 3 加盟団体が前条に掲げる資格を失ったとき、又は不相当と認められたときは、理事会の決議を経て脱退させ、又は除名することができる</p>	<p>⇒ 改正内容については、「(公財)日本スポーツ協会定款」(以下「JSPO定款」という。)に倣い、改正する。</p> <p>⇒ 第4条(事業)について 地域スポーツクラブの育成等については、生涯スポーツ振興の一部として、これまでも取り組んできているが、今後予定されている登録・認証等の制度創設を見据えて、本会の事業として明確に位置づけることとし、JSPO定款に倣い加えることとする。 また、第5号の「青少年スポーツの育成」についても、JSPO定款に倣い「スポーツ少年団の育成、整備」などの文言に書き換えることとする。</p> <p>⇒ 第36条(加盟団体)について JSPO定款に倣い、加盟団体の位置づけをより明確にする。 また、第3号について、「加盟市町村体育団体」を「加盟市町村<u>スポーツ</u>・体育団体」に書き換える。</p> <p>⇒ 第37条(加盟)について JSPO定款に倣い、加盟団体の加盟に特化した条とする。 なお、第2項及び第3項の脱退・除名に関する規定については、改めて次条で規定するから削除する。</p>

現 行	改 正	改正内容のポイント
<p>(加える。)</p> <p>(加える。)</p> <p>第9章 委員会</p> <p>第38条 この法人に、諮問委員会及び専門委員会を置くことができる。 2 諮問委員会は、この法人の事業、財務、加盟、栄典に係る必要な事項について審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応じる。 3 専門委員会は、第4条の事業の執行に係る必要な事項について調査・研究・審理する。 (加える。)</p> <p>4 諮問委員会及び専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。</p> <p>(以下 略)</p> <p>附則 1～4 (略) 5 平成30年4月1日 改正</p>	<p>(脱退及び処分) 第37条の2 第36条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付した届を提出し、理事会の決議を得なければならない。 2 加盟団体が第36条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められたときは、別に定めるところにより、理事会及び評議員会の決議を経て、退会を含む処分をすることができる。</p> <p>(加盟団体必要事項) 第37条の3 前3条に規定するもののほか、加盟団体について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。 2 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。</p> <p>第9章 委員会 (専門委員会及び特別委員会) 第38条 この法人に、<u>諮問委員会及び専門委員会及び特別委員会</u>を置くことができる。 2 諮問委員会は、この法人の事業、財務、加盟、栄典に係る必要な事項について審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応じる。 3 2 専門委員会は、第4条の事業の執行に係る必要な事項について調査・研究・審理する。 3 <u>特別委員会は、第4条の事業の内、特定の事柄に関する事項について調査・研究・審理する。</u> 4 <u>諮問委員会及び専門委員会及び特別委員会</u>の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。</p> <p>(以下 略)</p> <p>附則 1～5 (略) <u>6 令和3年7月1日 改正</u></p>	<p>⇒ 第37条の2（脱退及び処分）について JSPO定款に倣い条文を追加し、加盟団体の脱退及び処分を明確にする。 また、これまで使っていた「除名」との文言をJSPO定款に倣い「退会」という文言とする。</p> <p>特記 第2項の「別に定めるところ」とは、下記にあたる。 ・加盟団体に対する処分の種類について ：「加盟団体規程」第8条（処分）を追加 ・加盟団体に対する処分に関する手続、決定及びその内容について ：「加盟団体の処分に関する規程」を新規制定</p> <p>⇒ 第37条の3（加盟団体必要事項）について JSPO定款に倣い条文を追加し、加盟団体の必要事項を明確にする。</p> <p>特記 「加盟団体について必要な事項」とは、今回改正等する本会規程では次の規程等にあたる。 ・新潟県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン ・倫理・コンプライアンス委員会規程 ・スポーツ仲裁に関する規程</p> <p>⇒ 第38条（専門委員会及び特別委員会）について 新しく「倫理・コンプライアンス委員会」や「役員候補者選出委員会」を設置することに伴い、JSPO定款に倣い「特別委員会」を置くことができる旨を加える。 また、諮問委員会については、機能していないことから削除する。</p>

加盟団体規程 改正 対比表

現 行	改 正	改正内容のポイント
<p>(目 的) 第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款（以下「定款」という。）第36条及び第37条の規定に基づき、加盟団体及び加盟並びに脱退について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(加盟団体) 第2条 定款第36条に規定する加盟団体は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県内においてスポーツを種目別に統轄する団体（加盟競技団体）別表1に掲げる団体 (2) 県内において学校体育を統轄する団体（加盟学校体育団体）別表2に掲げる団体 (3) 市町村においてスポーツを総合的に統轄する団体（加盟市町村体育団体）別表3に掲げる団体 (加える。)</p> <p>(加える。)</p> <p>(加える。)</p>	<p>(目 的) 第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「この法大本会」という。）定款（以下「定款」という。）<u>第36条及び第37条の3</u>の規定に基づき、加盟団体<u>及び加盟並びに脱退に関する事項</u>について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(加盟団体) 第2条 定款第36条に規定する加盟団体（以下「加盟団体」という。）<u>は、定款に定める本会の目的に賛同し、本会と連携及び協働する団体であり、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 県内においてスポーツを種目別に統轄する団体（加盟競技団体）別表1に掲げる団体 (2) 県内において学校体育を統轄する団体（加盟学校体育団体）別表2に掲げる団体 (3) 市町村においてスポーツを総合的に統轄する団体（加盟市町村<u>スポーツ・体育団体</u>）別表3に掲げる団体 (4) <u>前3号に定めるもののほか、県内においてスポーツの振興を図る団体であって本会に加盟したもの（その他加盟団体）</u></p> <p>(加盟団体の使命) 第2条の2 <u>加盟団体は、社会的存在としての責務を自覚し、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、次の取組みを自主的・自律的に行わなければならない。</u> (1) <u>本会及び他の加盟団体等と連携及び協働の上、スポーツの普及・推進及び競技力の向上に尽力すること。</u> (2) <u>スポーツに携わる者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。</u> (3) <u>スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営等を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。</u> (4) <u>スポーツを通じて、多様な人々が共生する平和と友好に満ちた持続可能で豊かな社会の創造に寄与すること。</u></p> <p>(加盟団体の権限) 第2条の3 <u>加盟団体は、次の権限を有する。</u> (1) <u>本会会長等が招集する会議等に参加すること。</u> (2) <u>本会が行う事業に参画又は応募すること。</u> (3) <u>本会が加盟団体を対象として行う意見募集に応募すること。</u> (4) <u>組織運営等に関して本会の指導又は助言を求めること。</u> (5) <u>本会の加盟団体であることを称すること。</u> (6) <u>本会が提供した情報を取得すること。</u></p>	<p>⇒ 改正内容については、下記に記載する「(公財)日本スポーツ協会加盟団体規程」(以下「JSPO加盟団体規程」という。)に倣い、改正する。</p> <p>⇒ 第1条(目的)について JSPO加盟団体規程に倣い、「法人」を「本会」に修正し、定款条文を定款改正に併せ書き換え、「及び加盟並びに脱退」等の規定を削除する。それにより、「加盟団体に関する事項について必要な事項を定める」と整理し規定する。</p> <p>⇒ 第2条(加盟団体)について JSPO加盟団体規程に倣い規定を加え、加盟団体の位置づけをより明確にする。また、第3号について、「加盟市町村体育団体」を「加盟市町村スポーツ・体育団体」に書き換え、第4号に定款第36条第4号記載の団体を加える。</p> <p>⇒ 第2条2(加盟団体の使命)について JSPO加盟団体規程に倣い条文を追加し、加盟団体の使命を明確にする。なお、JSPO加盟団体規程条文の一部分を、本会の加盟団体規程として、適切な条文に書き換える。</p> <p>⇒ 第2条3(加盟団体の権限)について JSPO加盟団体規程に倣い条文を追加し、加盟団体の権限を明確にする。なお、JSPO加盟団体規程条文の一部分を、本会の加盟団体規程として、適切な条文に書き換える。</p>

現 行	改 正	改正内容のポイント
(加える。)	<p>(遵守すべき事項)</p> <p><u>第2条の4 加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の適合状況について、自己説明及び公表を年1回実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 加盟団体は、前項に加えて、次の事項に取り組まなければならない。</u></p> <p>(1) <u>関係法令及び加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備したうえで、それに基づき組織運営等を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。</u></p> <p>(3) <u>アンチ・ドーピング規程の遵守、その他アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。</u></p> <p>(4) <u>スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。</u></p> <p>(5) <u>役職員等の関係者に、本会の倫理・コンプライアンス規程第3条及び第4条に定める事項を遵守させるとともに、本会が定める「倫理に関するガイドライン」に則り、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営等を行うこと。</u></p>	<p>⇒ 第2条4（遵守すべき事項）について JSPO加盟団体規程に倣い条文を追加し、加盟団体が遵守すべき事項を明確にする。 なお、JSPO加盟団体規程第11条・第12条を1つにまとめ、規程条文の一部分を、本会の加盟団体規程として、適切な条文に書き換える。</p> <p>特記 本会加盟団体は、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」が適用されることから、この、第2条の4第1項に、『その適合状況について、自己説明及び公表を年1回実施しなければならない。』と規定しています。 本会から加盟団体に、自己説明・公表に係る様式を別途お示しいたしますので、その様式で自己説明をお願いします。 また、公表する方法としては、各加盟団体のウェブサイトで公表いただくか、ウェブサイトを持っていない加盟団体については、本会のウェブサイトを使い、公表をお願いします。</p>
(加える。)	<p>(報告及び届出義務)</p> <p><u>第2条の5 加盟団体は、毎事業年度開始から1月後までの間に、次の書類を本会に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業計画書</u></p> <p>(2) <u>収支予算書</u></p> <p><u>2 加盟団体は、毎事業年度終了後3月以内に、次の書類を本会に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業報告書</u></p> <p>(2) <u>財務諸表又は収支決算書</u></p> <p>(3) <u>直近の役員名簿</u></p>	<p>⇒ 第2条5（報告及び届出義務）について 加盟団体の届出義務を明確にするため、条文の追加。 なお、JSPO加盟団体規程第14条・第15条を1つにまとめ、提出書類は、最低限必要な書類とする。</p> <p>特記 事業計画書等届出書類については、「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づき、加盟団体が少なくとも各書類について作成していることを、本会が確認するためのものです。また、各書類については、加盟団体で作成済みの事業の計画や事業の報告書類等を提出ください。この届出のために書類を作成する必要はありません。 提出については、本会から加盟団体に依頼しますので期限までにメールで提出ください。なお、期限までに提出ができない場合は、本会に相談ください。</p>
<p>(加える。)</p> <p>(加盟団体会費)</p> <p>第3条 加盟団体が納入する会費は、理事会において別に定める別表4の額をこの法人の加盟団体会費（以下「会費」という。）とし、それぞれの加盟団体は、毎年5月末日までに定められた会費を納入しなければならない。ただし、新たに加盟を認められた団体については、別に指定する日までに納入するものとする。</p> <p>2 加盟団体が、定款第37条第2項により脱退し又は同条第3項により脱退させ、又は除名した場合において、脱退又は除名となった日に会費を未納している場合には、直ちに納付しなければならない。</p> <p>3 納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。</p> <p>(会費の用途)</p> <p>第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50パーセント以内を当該年度の法人会計に使用する。</p>	<p><u>第2条の6 加盟団体は、定款、登記事項、規約、その他本会に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面をもって本会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 加盟団体は、各団体の組織運営等に関する本会からの問合せに対し、適切に対応しなければならない。</u></p> <p>(加盟団体会費)</p> <p>第3条 加盟団体が納入する会費は、理事会において別に定める別表4の額を<u>この法大本会</u>の加盟団体会費（以下「会費」という。）とし、それぞれの加盟団体は、毎年5月末日までに定められた会費を納入しなければならない。ただし、新たに加盟を認められた団体については、別に指定する日までに納入するものとする。</p> <p>2 加盟団体が、定款第37条の2第<u>2</u>項により脱退し又は同条第<u>3</u>項により脱退させ、又は除名退会した場合において、脱退させ、又は除名退会となった日に会費を未納している場合には、直ちに納付しなければならない。</p> <p>3 納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。</p> <p>(会費の用途)</p> <p>第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50パーセント以内を当該年度の法人会計に使用する。</p>	<p>⇒ 第2条6について JSPO加盟団体規程に倣い条文を追加し、加盟団体の届出内容に変更があった場合の取扱いについて明確にする。</p> <p>⇒ 第3条（加盟団体会費）について 第2項において、定款条文を定款改正に併せ書き換え、また、JSPO加盟団体規程に倣い「脱退させ、又は除名」を「退会」書き換える。</p>

現 行	改 正	改正内容のポイント
<p>(加盟手続) 第5条 定款第37条第1項により、新たにこの法人の加盟団体になろうとするときは、その代表者から次の書類をこの法人へ提出し、理事会の決議を経なければならない。</p> <p>(1) 加盟申請書 (2) 定款（法人でない団体にあつては規約） (3) 役員名簿 (4) 組織図及び所属団体一覧 (5) 加盟申請年度の事業予定表及び収支予算書</p> <p>(6) 加盟申請年度の前年度の事業報告及び貸借対照表並びに損益計算書（正味財産増減計算書）（法人でない団体にあつては決算書）</p> <p>(7) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書（法人でない団体にあつては不要）</p> <p>(8) 前各号のほか、この法人が必要に応じて提出を求める場合には、その書類</p> <p>(脱退等) 第6条 定款第37条第2項により、この法人に加盟する団体が脱退しようとするときは、その代表者から次の書類をこの法人へ提出し、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 脱退届 (2) 脱退理由書 (3) 前各号のほか、この法人が必要に応じて提出を求める場合には、その書類</p> <p>2 この法人は、加盟団体が定款第37条第3項に定める事項に該当するときは、理事会の決議を経てこれを脱退させ、又は除名することができる。</p>	<p>(加盟手続) 第5条 定款第37条第1項により、新たにこの法大本会の加盟団体になろうとするときは、その代表者から次の書類をこの法大本会へ提出し、理事会の決議を経なければならない。</p> <p>(1) 加盟申請書 (2) 定款（法人でない団体にあつては規約） (3) 役員名簿 (4) 組織図及び所属団体一覧 (5) 加盟申請年度の事業予定書当該年度の事業計画書及び収支予算書 (6) 加盟申請年度の前年度の事業報告及び貸借対照表並びに損益計算書（正味財産増減計算書）（法人でない団体にあつては決算書） 前年度の事業報告書及び財務諸表又は収支決算書 (7) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属証明書（法人でない団体にあつては不要）登記事項証明書 (8) 前各号のほか、この法大本会が必要に応じて提出を求める場合には、その書類</p> <p>(脱退等手続) 第6条 定款第37条の2第21項により、この法大本会に加盟する団体が脱退しようとするときは、その代表者から次の書類をこの法大本会へ提出し、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 脱退届 (2) 脱退理由書 (3) 前各号のほか、この法大本会が必要に応じて提出を求める場合には、その書類</p> <p>2 この法人は、加盟団体が定款37条第3項に定める事項に該当するときは、理事会の決議を経てこれを脱退させ、又は除名することができる。</p>	<p>⇒ 第5条（加盟手続）について 必要な書類について、本規程第2条の5に記載の必要書類に揃え、書き換えるとともに、JSPO加盟団体規程に倣い、登記事項証明書を加える。</p> <p>⇒ 第6条（脱退手続）について JSPO加盟団体規程に倣い、脱退に特化した条とするが、条文記載内容から標題を「(脱退等)」を「(脱退手続)」に改める。 また、脱退・除名に関する規定については、改めて第8条で規定することから削除する。</p>
(加える。)	<p>(検査) 第7条 本会は、加盟団体の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体に対し、定期的に、又は必要に応じて、その組織運営等に関する検査を行うことができる。</p>	<p>⇒ 第7条から第7条の4については、JSPO加盟団体規程に倣い条文を追加し、本会の加盟団体に対する監督行為等を明確にする。</p>
(加える。)	<p>(指導) 第7条の2 本会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対し、必要な指導を行い、改善を求めることができる。</p>	
(加える。)	<p>(調査) 第7条の3 本会は、加盟団体の組織運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認められる場合、加盟団体に対し、その組織運営等の状況に関し報告を求め、又は本会の職員等に、加盟団体の事務所を訪問し、その組織運営等の状況を調査させ、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写させ、若しくは加盟団体役職員等の関係者に質問させることができる。</p>	
(加える。)	<p>(協力義務) 第7条の4 加盟団体は、第7条、第7条の2及び第7条の3に定める本会の監督行為に対して、協力しなければならない。</p>	

現 行	改 正	改正内容のポイント
<p>(加える。)</p> <p>(加える。)</p> <p>(規程の改廃) 第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。</p> <p>(加える。)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>平成30年4月1日改正</p> <p>別表1～4 (略)</p>	<p>(処分) <u>第8条 加盟団体が、定款第36条に定める組織を有しないこととなったとき、定款第37条の2第2項に該当すると認められるとき、第2条の4から第3条、第7条の4に定める義務等を怠る等組織運営等に適正を欠いたとき、又は本会の加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行う。</u></p> <p>(1) 注意 (2) 勧告 (3) 資格停止 (4) 退会</p> <p><u>2 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。</u></p> <p><u>3 処分に伴い、本会と当該加盟団体が連携する事業の取り扱いは、理事会で決定する。なお、当該事業の中止に伴い損害が発生した場合は、当該加盟団体が費用を補償しなければならない。</u></p> <p>(不服申立) <u>第9条 本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該加盟団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。</u></p> <p>(規程の改廃) <u>第10条</u> この規程の改廃は、理事会の決議による。</p> <p>(その他) <u>第11条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事会が別に定める。</u></p> <p>附 則 (略)</p> <p>平成30年4月1日改正 <u>令和3年7月1日改正</u></p> <p>別表1～4 (略)</p>	<p>⇒ 第8条(処分)について JSPO加盟団体規程に倣い条文を追加し、加盟団体に対する処分を明確にする。 なお、「資格変更」は処分に加え、また従来の「脱退・除名」を使用せず、JSPO加盟団体規程と同様に、「退会」に書き換える。 また、JSPO加盟団体規程条文の一部分を、本会の加盟団体規程として、適切な条文に書き換える。</p> <p>特記 第2項の「前項の具体的な手続き及び内容」とは、加盟団体の処分に関する規程の各条で規定している。 ・第3条(処分の手続き) ・第4条(処分の決定) ・第5条(処分の種類及び内容)</p> <p>⇒ 第9条(不服申立)について JSPO加盟団体規程に倣い条文を追加し、処分に対する不服申立てについて明確にする。 なお、「スポーツ仲裁に関する規程」についても、この改正に併せ制定する。</p> <p>⇒ 第10条(改廃)について 条文を送り、「(規程の改廃)」を「(改廃)」に改める。</p> <p>⇒ 第11条(その他)について この規程の定め以外について、理事会で定める旨の条文を、追加して、その他として定める。</p>

公益財団法人新潟県スポーツ協会加盟団体の処分に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）加盟団体規程第8条により、加盟団体に対する処分に関する手続き及び内容について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、加盟団体規程第2条に定める加盟団体に対して適用する。

第2章 処分の手続き

(処分の手続き)

第3条 対象となる事案に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

(1) 事案が判明した時点において、事務局により、当該団体に対し事実確認を行い、倫理・コンプライアンス委員会へ報告する。

(2) 倫理・コンプライアンス委員会は事務局からの報告内容について審議し、処分案を理事会へ上程する。

(3) 処分案の内、注意、勧告及び資格停止は理事会で決定することとし、退会については理事会での決議の後、評議員会へ上程する。

(4) 倫理・コンプライアンス委員会での審議過程においては、原則として、処分案を当該団体に提示し、弁明の機会を設けることとする。ただし、提示した処分案に対し当該団体の同意がある場合、または当該団体が弁明の機会を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない。

(処分の決定)

第4条 本規程第5条に定める処分は、前条の手続きを経て以下のとおり決定する。

(1) 注意及び勧告は、理事会出席理事の過半数の同意により決定

(2) 資格停止は、総理事の過半数の同意により決定

(3) 退会は、総理事及び総評議員の過半数の同意により決定

第3章 処分の種類及び内容

(処分の種類及び内容)

第5条 処分の内容は、次のとおりとする。

(1) 注意 口頭または書面により、是正・改善を求める。

(2) 勧告 書面により、是正・改善並びに改善計画書の提出を求める。

(3) 資格停止 書面での通知を以って、一定期間、本会加盟団体規程第2条の3に定める加盟団体としての権限を停止する。

(4) 退会 書面での通知を以って、当該団体を本会から退会させる。

2 処分後、当該団体における是正・改善状況を見極めた上で、本規程第3条及び第4条の手続きを経て、処分の種類及び内容を変更できる。

第4章 不服申立 (不服申立)

第6条 加盟団体規程第8条に基づき、本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。その際、当該団体は、本会による処分決定の日から60日以内に公益財団法人日本スポーツ仲裁機構にこの仲裁を申立てるものとする。

第5章 その他 (その他)

第7条

(1) 処分の対象となる事案が、一定期間を経て判明した場合、事案が発生した時点から起算して、この規程を適用することができる。

(2) この規程に定める事項以外については、別途倫理・コンプライアンス委員会で協議の上、理事会において決定する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

公益財団法人新潟県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン

令和3年3月12日理事会決議
令和3年7月1日施行

〈趣旨〉

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）及び加盟団体は、新潟県のスポーツの普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役・職員はもとより、監督、コーチ、審判員、登録競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することで、スポーツの健全性・高潔性を保ち続けることが求められる。

しかしながら、近年、スポーツ団体において、反倫理的行為（指導者の競技選手に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメント、差別及び薬物乱用など）あるいは補助金などの不適切処理又は横領など、訴訟にも及ぶ法的問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であるとともに、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、本会及び加盟団体においては、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要がある、そのために必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

本会及び加盟団体においては、役・職員、公認スポーツ指導者（監督、コーチを含む）、主催・共催など関連するスポーツ競技会・行事などに携わる審判員をはじめとする運営関係者及び登録競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、早期に必要な規程の整備を図ることが望まれる。

I 反倫理的行為に起因する事項

1 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役・職員をはじめ監督、コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

(1) 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。

特に監督・コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力、パワー・ハラスメント行為と受け取られるような行いには十分留意すること。

(2) スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラスメント行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

2 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

当該団体の役・職員、監督、コーチ等現場指導者及び登録競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

- (1) 安易に性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。
- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。
- (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して毅然として「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。
(注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

3 アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

監督、コーチ等指導的立場にある者はもとより、登録競技者等に対して、徹底した啓発活動を行っていくこと。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
国民体育大会のドーピング・コントロール検査実施を契機に、本会及び加盟団においては、これまで以上にアンチ・ドーピングの教育・啓発活動の積極的な展開を図ること。
- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの禁止薬物等が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (4) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

4 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。

- (1) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (2) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等をスポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。
- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、役員・監督・コーチ・審判員等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。

II 不適切な経理処理に起因する事項

1 経理処理について

本会及び加盟団体は、公的な組織であることを認識し、適切な会計基準を作成し、その基準及び各団体の経理規程に則り正しい経理を行うとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制の確立に務めること。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。
- (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるように努めること。
- (3) 業者等との契約の際には、利益相反になることを避けるとともに、契約書に暴力団排除条項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

2 不正行為について

本会及び加盟団体は、次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- (1) 組織内・外の金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内・外における不適切な指導又は監査

III 各種大会における代表競技選手・役員を選考などに関する事項

本会及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

IV その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても、社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

また、本会及び加盟団体は、次に示すような反社会的行為を、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- (1) 違法賭博
- (2) 暴力団等反社会勢力との交際など

< 参 考 >

ガイドラインに基づく基本的な整備事項等

本会加盟団体は、本「ガイドライン」に基づき、以下の事項について整備を図ることとする。

(1) 倫理に関する規程の整備

本会倫理・コンプライアンス規程を参照のうえ、加盟団体における倫理に関する規程の作成や改定等の整備を図ることとする。

(2) 倫理委員会又は準ずる組織の設置（同委員会等規程の整備）

(3) 不祥事予防のための意識啓発活動等の実施

本ガイドラインは、身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為やセクシュアル・ハラスメント等について明記しているが、それぞれの事項の予防対策については、次の例を参考に考慮すること。

〈例：セクシュアル・ハラスメントの予防対策について〉

- ・ 方針明確化のための方法……方針については、諸規則等に明確に規定する。
- ・ 意識改革・啓発のための方法……各種大会・行事等の参加者等への指導徹底、研修会の実施、ビデオ・パンフレット・手引き等の作成、機関紙への掲載、アンケートの実施等による意識啓発活動を行う。
- ・ 相談・苦情窓口の設置のための方法……相談窓口や相談電話等の設置、専門担当者の配置、組織外の専門機関への委託等による対応窓口を設置する。また、その設置についての周知徹底をパンフレット・ウェブサイト等により図る。
- ・ 事後の対応方法……役・職員人事担当、相談窓口、苦情処理委員会、顧問弁護士、カウンセラー等による事後の対応を図る。

(4) 不祥事発生後の処理

加盟団体は、不祥事が発生した場合、当該団体が定める倫理に関する規程に基づき迅速かつ適切な処理を行うこと。その際、発生事案の重要性によっては、その内容と経過等について、本会に速やかに報告を行うこと

倫理・コンプライアンス規程 改正 対比表

現 行	改 正	改正内容のポイント
<p>(組織の使命及び社会的責任) 第1条 公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「この法人」という。）は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、設立目的の達成のための事業執行の公正さに対する疑念や不信を招くような行為の防止を図り、もって社会的な信頼を確保しなければならない。</p> <p>(社会的信用の維持) 第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。</p> <p>(法令等の遵守) 第3条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程及びその他の諸規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。 2 前項の運営を図るため、役員は、その職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。</p> <p>(遵守事項) 第4条 この法人の役員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、この法人の信頼を確保するよう責任ある行動をとるとともに、個人の名譽を重んじプライバシーに配慮しなければならない。 2 役員は、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 身体的・精神的暴力行為 (2) 身体的・精神的セクシャル・ハラスメント (3) ドーピング及び薬物の乱用 (4) 職務や地位を利用した私的な利益の追求 (5) 公益法人会計基準に基づかない不適正処理及び他の目的への流用並びに不正行為 (6) その他この法人の社会的信用の失墜</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）の組織運営、スポーツ推進等に係る全ての関係者が、スポーツの意義と価値に立ち返り、本会が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、「公益財団法人新潟県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。</p> <p>(適用範囲) 第2条 この規程の対象となる者は、評議員、役員、名誉会長、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。 (1) 評議員とは定款第10条に規定する評議員をいう。 (2) 役員とは定款第21条に規定する理事及び監事をいう。 (3) 名誉会長とは定款第29条に規定する名誉会長をいう。 (4) 委員会委員とは、新潟県スポーツ少年団役員及び定款第38条に規定する専門委員会及び特別委員会の委員長並びに委員等をいう。 (5) 職員とは定款第39条に規定する事務局職員をいう。 (6) 本会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者及び本会主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。</p> <p>(基本的責務) 第3条 役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係諸規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。 2 「公益財団法人新潟県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践すること。</p> <p>(遵守事項) 第4条 役職員等及び登録者等は、本会の各事業執行にあたり、次に掲げる事項について遵守しなければならない。 (1) 暴力、暴言、各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を行わないこと。 (2) スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営等を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。 (3) 個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮すること。</p>	<p>⇒ 改正内容については、「(公財)日本スポーツ協会倫理規程」(以下「JSPO倫理規程」という。)に倣い、改正する。 また、遵守事項にもコンプライアンスの要素も加えたことから、規程名、委員会名称に「コンプライアンス」を入れ、変更及び改組する。</p> <p>⇒ 第1条(目的)について JSPO倫理規程に倣い改正し、目的について明確にする。</p> <p>⇒ 第2条(適用範囲)について JSPO倫理規程に倣い改正し、適用範囲について明確にする。 なお、JSOP倫理規程条文の一部を、本会倫理・コンプライアンス規程として適切な条文に書き換える。</p> <p>⇒ 第3条(基本的責務)について JSPO倫理規程に倣い改正し、基本的責務について明確にする。</p> <p>⇒ 第4条(遵守事項)について JSPO倫理規程に倣い改正し、遵守事項について明確にする。 また、ガバナンス強化やコンプライアンスの徹底等について、JSPO倫理規程には記載がないが、第2号として追加する。 なお、JSPO倫理規程の一部を組み替えるなどして、分かりやすい条文とする。</p>

現 行	改 正	改正内容のポイント
<p>(利益相反の防止及び開示) 第5条 この法人の役員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。</p> <p>(倫理委員会の設置) 第6条 この規程の実効性を確保するため、この法人に倫理委員会を設置する。 2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項は、評議員会の決議により別に定める。</p> <p>(違反者の処分等) 第7条 役員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、倫理委員会規程で別に定める管理責任者は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合には、会長は、倫理委員会の意見を聴した上で、この法人の定款第15号に基づく必要な措置をとるものとする。</p> <p>(規程の改廃) 第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。</p> <p>(加える。)</p> <p>附則 この規程は、公益財団法人新潟県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。 平成30年4月1日改正</p>	<p>(4) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしないこと。 (5) 補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行わないこと。 (6) 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取ること。 (7) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と関係を持たないこと。</p> <p>(利益相反の防止及び開示) 第5条 <u>この法人の役員役職員等</u>は、その職務の執行に際し、<u>この法大本会</u>との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他<u>この法大本会</u>が定める所定の手続きに従わなければならない。</p> <p>(倫理・コンプライアンス委員会の設置) 第6条 この規程の実効性を確保するため、<u>この法大本会</u>に倫理・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 2 <u>倫理委員会の組織及び運営に関する事項は、評議員会の決議により理事会が別に定める。</u></p> <p>(違反者の処分等) 第7条 <u>役員役職員等及び登録者等</u>に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、<u>倫理委員会規程に別に定める管理責任者担当理事</u>は直ちに調査を開始し、調査の結果、<u>当該役員等及び登録者等</u>がこの規程に違反する行為があったと認められる場合には、<u>会長は、倫理委員会の意見を聴した上で、この法大の定款第15号に基づく以下の各号に定める方法により必要な措置をとる相当の処分をするものとする。</u> (1) <u>評議員及び役員等の解任については、定款第11条及び第26条に基づき取り扱うものとする。</u> (2) <u>名誉会長及び委員会委員の解任については、理事会の決議による。</u> (3) <u>職員の処分については、本会就業規則に基づき取り扱うものとする。ただし、事務局長及び重要な職員については、理事会の決議によるものとする。</u> (4) <u>登録者等については、理事会の決議により相当な処分をするものとする。</u></p> <p>(規程の改廃) 第8条 この規程の改廃は、<u>評議員会理事会</u>の決議による。</p> <p>(その他) 第9条 <u>この規程に定めるものの他、必要な事項は倫理・コンプライアンス委員会が別に定める。</u></p> <p>附則 この規程は、公益財団法人新潟県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。 平成30年4月1日改正 <u>令和3年 月 日改正</u></p>	<p>⇒ 第5条（利益相反の防止及び開示）について JSPO倫理規程にはこの条項はないが、利益相反の防止等は重要な条文なので、一部記述変更し残す。また、「この法人」を「本会」に書き換える。</p> <p>⇒ 第6条（倫理・コンプライアンス委員会の設置）について JSPO倫理規程にはこの条項はないが、委員会設置について、「コンプライアンス」を加えそのまま残す。また、「この法人」を「本会」に書き換える。なお、倫理・コンプライアンス委員会に関する事項については、理事会決議に変更する。第8条の取扱いと同様。</p> <p>⇒ 第7条（違反者の処分等）について JSPO倫理規程に倣い改正し、違反者の処分について、適用範囲ごとの方法を明確にする。なお、JSOP倫理規程の一部を組み替えるなどして、分かりやすい条文とする。</p> <p>⇒ 第8条（違反者の処分等）について JSPO倫理規程に倣い、規程の改廃について理事会決議に改正し、「(規程の改廃)」を「(改廃)」に改める。</p> <p>⇒ 第9条（その他）について この規程の定め以外について、倫理・コンプライアンス委員会で定める旨の条文を、追加して、その他として定める。</p> <p style="text-align: right;">資料1-16</p>

倫理・コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）倫理・コンプライアンス規程（以下「規程」という。）第6条に規定する倫理・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(所管)

第2条 委員会は、次の事項を所管する。
(1) 本会役職員等の綱紀粛正の推進に関すること。
(2) 規程第7条に規定する意見を述べること。
(3) 加盟団体規程第8条に規定する加盟団体の処分に関すること。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員は、理事及び学識経験者の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

2 委員長は、会長が委員の中から委嘱し、委員会を代表して会務を統括する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

4 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会において定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

役員等選出選任内規規程 改正 対比表

現 行	改 正	改正内容のポイント
<p>(目的) 第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第22条に定める役員を選任及び第11条に定める評議員の選出について定める。</p> <p>(役員等の制限年齢) 第2条 役員及び評議員は、就任時において、その年齢が満75歳未満でなければならない。ただし、会長が役員として再び選任される場合についてはこの限りでない。</p> <p>(役員等の任期の制限) 第3条 役員及び評議員は、連続して3期を超えて就任することができない。ただし、会長、副会長、専務理事、常務理事及び名誉会長についてはこの限りでない。</p> <p>(役員を選任方法) 第4条 定款第22条に定める役員は、次に掲げる区分から理事候補者及び監事候補者を定め、評議員会において選任する。</p> <p>(1) 加盟競技団体関係者 (2) 加盟学校体育団体関係者 (3) 加盟市町村スポーツ（体育）団体関係者 (4) 企業スポーツ関係者 (5) 学識経験者</p> <p>(評議員の選出方法) 第5条 定款第22条に定める評議員は、次に掲げる区分から評議員候補者を定め、評議員選定委員会において選出する。</p> <p>(1) 加盟競技団体関係者 (2) 加盟市町村スポーツ（体育）団体関係者 (3) 企業スポーツ関係者 (4) 教育機関関係者 (5) 報道関係者 (6) 学識経験者 (加える。)</p> <p>(加える。)</p> <p>(加える。)</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「<u>本会</u>」という。）定款（以下「定款」という。）第22条に定める役員を選任及び第11条に定める評議員の<u>選出選任</u>について定める。</p> <p>(役員等の制限年齢) 第2条 役員及び評議員（以下「<u>役員等</u>」という。）は、就任時において、その年齢が満75歳未満でなければならない。ただし、会長が役員として再び選任される場合についてはこの限りでない。</p> <p>(役員等の任期の制限) 第3条 役員<u>及び評議員等</u>は、連続して3期を超えて就任することができない。ただし、会長、副会長、専務理事、常務理事及び名誉会長についてはこの限りでない。</p> <p>(役員を選任方法) 第4条 定款第22条に定める役員は、次に掲げる区分から、<u>役員等候補者選出委員会</u>が理事候補者及び監事候補者を定め、<u>評議員会に推薦し</u>、評議員会において選任する。</p> <p>(1) <u>定款第36条に定める</u>加盟競技団体関係者 (2) 加盟学校体育団体関係者 (3) 加盟市町村スポーツ（体育）団体関係者 (4) (2) 企業スポーツ関係者 (5) (3) 学識経験者</p> <p>(評議員の<u>選出選任</u>方法) 第5条 定款第<u>22</u>11条に定める評議員は、次に掲げる区分から、<u>役員等候補者選出委員会</u>が評議員候補者を定め、<u>評議員選定委員会に推薦し</u>、評議員選定委員会において<u>選出選任</u>する。</p> <p>(1) <u>定款第36条に定める</u>加盟競技団体関係者 (2) 加盟市町村スポーツ（体育）団体関係者 (6) (3) (2) 企業スポーツ関係者 (4) (3) 教育機関関係者 (5) (4) 報道関係者 (6) (5) 学識経験者 <u>2 理事会又は評議員会は、定款第11条第4項の定めにより、それぞれが評議員候補者を評議員選定委員会に推薦することができる。</u></p> <p>(役員等候補者選出委員会) 第6条 この規程の実効性を確保するために、本会に役員等候補者選出委員会を設置する。 <u>2 役員等候補者選出委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。</u></p> <p>(改廃) 第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。</p>	<p>※規程名について 「内規」を「規程」に改めるとともに、定款の条文に併せ「選出」を「選任」に改める。 規程名の変更：「役員等選出内規」⇒「役員等選任規程」</p> <p>⇒ 第1条（目的）について 評議員の「選出」を定款の規定に合わせ「選任」に改める。以下同じ。</p> <p>⇒ 第2条（役員等の制限年齢）について 役員及び評議員を、「役員等」とする。以下同じ。</p> <p>⇒ 第4条（役員を選任方法）について 役員を選任について、役員等候補者選出委員会が候補者を定め、評議員会に推薦する選任方法に改める。 また、(1)～(3)の区分を「定款第36条に定める加盟団体関係者」改める。</p> <p>⇒ 第5条（評議員の選任方法）について 評議員の選任について、役員等候補者選出委員会が候補者を定め、評議員選定委員会に推薦する選任方法に改める。 また、前条と同様、(1)、(2)の区分を「定款第36条に定める加盟団体関係者」改める。 なお、定款第「22」条を「11」に改める。（記載誤り）</p> <p>⇒ 第2項に、定款第11条第4項の条項を加える。</p> <p>⇒ 第6条（役員等候補者選出委員会）について 役員等候補者選出委員会設置の条項を加える。</p> <p>⇒ 第7条（改廃）について この規程の改廃について加え、理事会決議とする。</p>

現 行	改 正	改正内容のポイント
<p>(その他) <u>第6条</u> この内規に定めるものの他、必要な事項は<u>会長</u>が別に定める。</p> <p>附 則 1 この内規は、平成13年3月13日から施行する。 2 役員選出内規（昭和56年9月21日施行）は、廃止する。 平成21年3月3日改正 平成30年4月1日改正</p>	<p>(その他) <u>第8条</u> この<u>内規規程</u>に定めるものの他、必要な事項は<u>会長役員等候補者選出委員会</u>が別に定める。</p> <p>附 則 1 この内規は、平成13年3月13日から施行する。 2 役員選出内規（昭和56年9月21日施行）は、廃止する。 平成21年3月3日改正 平成30年4月1日改正 <u>3 この規程は、令和3年7月1日から施行する。</u> <u>4 役員選出内規（平成13年3月13日施行）は、廃止する。</u></p>	<p>⇒ 第8条（その他）について 条文を送り、「内規」を「規程」に改める。 また、「会長」を「役員等候補者選出委員会」に改める。</p>

役員等候補者選出委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）役員等選任規程（以下「規程」という。）第6条に規定する役員等候補者選出委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(所管)

第2条 委員会は、次の事項を所管する。

- (1) 規程第4条に規定する理事候補者及び監事候補者を定め、評議員会に推薦すること。
- (2) 規程第5条に規定する評議員候補者を定め、評議員選定委員会に推薦すること。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員は、次の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

- (1) 本規程第2条第1号の事項の委員については、評議員及び学識経験者とする。
 - (2) 本規程第2条第2号の事項の委員については、理事及び学識経験者とする。
- 2 委員長は、会長が委員の中から委嘱し、委員会を代表して会務を統括する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会において定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）が行ったスポーツ競技又はその運営をめぐる紛争について、スポーツに関する法及びルール¹の透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

(仲裁の申立て)

第2条 本会が行ったスポーツ競技又はその運営に関する決定に対して不服がある競技者等からの不服申立てについては、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」（以下「規則」という。）に基づく仲裁により、解決されるものとする。
2 前項に規定する競技者等とは、規則第3条第2項の規定によるものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉の遵守状況に関する自己説明・公表について

令和3年7月1日付での本会加盟団体規程の改正に伴い、本会加盟団体には、同規程第2条の4に基づき、スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉の遵守状況に関する自己説明を、定期的に公表いただくことをお願いしましたが、その具体的な方法等については、本年度以降、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

なお、加盟団体宛の正式な依頼文書については、改正日である令和3年7月1日以降にお送りします。

記

〈自己説明・公表の手順〉

- (1) 自己説明・公表様式を用いて、スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉の遵守状況を説明してください。
説明するにあたっては、別添「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」（スポーツ庁：令和元年8月27日策定）を十分にご活用願います。
- (2) 完成した自己説明・公表様式を貴団体のウェブサイトで公表してください。
- (3) 貴団体にウェブサイトがない場合は、完成した自己説明・公表様式を本会までメールでご提出ください。
本会のウェブサイトで公表いたします。

〈期日〉

令和3年度の自己説明・公表：令和4年3月末日まで

※以降、毎年度3月末日までに、当該年度の自己説明を公表してください。

(参考：自己説明を行うに当たって)

「人的・財政的な制約等から、直ちに遵守することが困難である規定や現状の取組が不十分であると考えられる規定がある場合、改善に向けた今後の具体的な方策や見通し、達成の目標時期を示すことが望まれる。」

※別添「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」の3ページ文章から引用

〇〇協会 スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.~参考URL:~

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
1	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。		
2	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきである。	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。		
3	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきである。	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。		
4	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきである。	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。		
5	[原則2] 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。		

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
6	〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対しコンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。		
7	〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。		
8	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。		
9	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。		
10	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。		

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
11	〔原則5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。		
12	〔原則5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。		
13	〔原則6〕 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<中央競技団体向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考 えるガバナンスコード<中央競 技団体向け>の規定があるか。 (ある場合は下記に記述) 原則■について		
14	〔原則6〕 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<中央競技団体向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考 えるガバナンスコード<中央競 技団体向け>の規定があるか。 (ある場合は下記に記述) 原則■について		

○公表の際は、このExcelファイルをPDF等に変換し、自身のウェブサイト等で公表してください

※「対応状況」欄には、下記 A B C のいずれかを記載ください。

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

スポーツ・インテグリティ推進補助事業について

1 趣旨

新潟県のスポーツ文化の発展を促すため、スポーツ・インテグリティの確保を推進し、クリーンでフェア、安全で安心なスポーツ環境を整えることを支援するため予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 補助対象団体

加盟団体（競技団体、学校体育団体、市町村スポーツ・体育協会）、市町村スポーツ少年団、新潟県総合型地域スポーツクラブ

3 申請件数

補助対象者につき1件までとする。ただし、複数の加盟団体等が合同で開催する場合は、当該事業とは別にそれぞれの補助対象者が1件まで申請することができる。

4 補助対象事業

スポーツ・インテグリティの確保を推進し、クリーンでフェア、安全で安心なスポーツ環境を整えることを目的として開催する事業（研修会・講習会・セミナー等）

5 補助率等

補助金額1団体 上限5万円（補助率10/10）

6 対象経費

謝金、旅費、借損料、消耗品費、新型コロナウイルス感染症対策費

7 交付申請期限

令和3年6月18日（金）

8 事業実施期間

令和3年度から3か年で集中的、重点的に取り組む。ただし、財源や環境整備の状況によっては変更する場合がある。

9 新型コロナウイルス感染症対策

政府、新潟県や関係スポーツ団体等が作成した感染拡大予防ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じて安全・安心に配慮して実施すること。

（スポーツ・インテグリティ研修会を単独で開催する以外の開催例）

○ 団体の役員会・総会に引き続き「研修会」を開催する。○ 連盟の審判講習会でルール改定等の説明の後に「研修会」を開催する。 など

（大学の先生等の他に考えられる講師と講義方法の例）

- 中央競技団体（NF）の担当役員やNFでスポーツ・インテグリティに関する内容を学んだ関係者（県内競技団体役職員）
- 県外講師からオンラインで講義を行ってもらう。 など

※事業の詳細は、令和3年4月26日付け新スポ協第81号の補助金交付要綱等をご覧ください。

ゴルフ大会の開催について

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 開催日 | 令和3年7月19日（月） |
| 2 | 会場 | ヨネックスカントリークラブ |
| 3 | 募集人員 | 80名 |
| 4 | 参加料 | 2,500円 |
| 5 | プレー代 | メンバー8,300円　　ゲスト9,800円 |
| 6 | 競技方法 | 午前中の9ホールハーフコンペ |
| 7 | 申込締め切り | 令和3年7月5日（月） |

